

平成23年 No. 9

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

平成22年度の委員会再編等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月 9 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 3 月10日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第 6 号

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：平成22年度の委員会再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (調査) 第5条 <u>部局長会</u>（以下「会議」という。）は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 〔省略〕 <u>(規程の改廃)</u> <u>第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> (補則) 第1<u>4</u>条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、会議が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年3月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (調査) 第5条 <u>財務会議</u>（以下「会議」という。）は、施設の有効活用の観点から全学の施設の使用実態に係る問題点を把握するために必要な意見聴取手続を含む調査を実施することができる。 〔省略〕 (補則) 第1<u>3</u>条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、会議が別に定める。 〔省略〕